



北栄町 子育てガイドブック 2025

子育て世代包括支援センター



北栄町では、安心して子どもを産み、育てることのできる地域を目指し、相談・情報提供窓口の充実をはじめとして様々な子育て支援の取り組みをすすめています。

このガイドブックは北栄町の子育てに関する情報をまとめたものです。お子さんの成長に合わせてご活用ください。

目次

北栄町 子育て応援メニュー.....	- 3 -
1. 妊娠したら	- 4 -
2. 赤ちゃんが生まれたら.....	- 10 -
3. 子どもをあずけたいとき.....	- 16 -
4. ひとり親家庭のために.....	- 20 -
5. 障がいのあるお子さんのために.....	- 21 -
6. 遊び場・集いの場.....	- 27 -
7. 相談窓口	- 28 -



※障害の表記について

本町では、障害という用語を「障がい」と表記することとしており、この冊子の作成に当たって、法律名及び法律に規定している用語を除いて、すべて「障がい」で統一して表記しています。

※このガイドブックの内容は、2024年4月1日現在のものとなっています。

※毎年更新します。次年度以降のものは北栄町 HP に掲載します。また大栄庁舎、子育て支援センターに新年度版を用意しますので、ご利用の方はお声かけください。

子育て世代包括支援センター ネウボラ

子育て世代包括支援センター

子育て世帯の抱える不安や悩みなどの相談に応じる、ワンストップ窓口です。センターでは、関係機関と連携をとりながら、子育て世代を切れ目なくサポートします。

妊娠・出産・子育てについて相談したい時、どこに相談したらいいのかわからない時、誰かに話を聞いてほしい時など、お気軽にご相談ください。

ネウボラ HP



こんなお悩みありませんか？

○妊娠中○

- ・初めての妊娠に不安、妊娠中の過ごし方は？子育て情報がほしいな
- ・近くにサポートしてくれる人がいない など

○産後～子育て中○

- ・赤ちゃんがおっぱいを飲んでくれない
- ・言葉がゆっくり、落ち着きがないなど、発達が心配
- ・育児で疲れていらいらしてしまう、、、 など

どんな悩みも、
まずはご相談ください！

専門の相談員

お住まいの地区ごとに担当保健師がいます。母子の健康に関する事はもちろん、子どもの発達や障がいに関する相談、子育て世帯の生活のお困り事、出産・子育てに関する手当・助成、子育て中に使える支援サービスなどの情報を提供しています。

<相談方法>

来所面談、電話、メール、訪問など

<相談場所>

〒689-2292 北栄町由良宿423-1
北栄町役場1階 教育委員会 教育総務課
相談室（個室）あり

<お問い合わせ先>

TEL 0858-37-3224
メール kyouiku@e-hokuei.net
平日 8時30分～17時15分



北栄町 子育て応援メニュー

区 分	妊娠中	新生児～6 か月	7～12 か月	1 歳	2 歳	3 歳	4～6 歳	就学後
妊娠・出産	母子手帳の交付 4	出生届 10						
健康診査	妊婦一般健診 4 妊婦歯科健診 4、5	産後健診 4 新生児聴覚検査 6 1 か月健診 3～4 か月児健診 14	予防接種（新生児訪問で接種券などをお渡しします）13 6～7 か月児健診 14 10 か月児健診 14	1 歳 6 か月児健診 14	2 歳児歯科健診 15 2 歳 6 か月児歯科健診 15	3 歳児健診 14	5 歳児相談 14	
学び・交流	パパママ教室 7 マタニティ・ファーストブック 8	離乳食講習会 15 ブックスタート 15 笑育講座 15 はじめましての日	1 歳すくすく教室 15		2 歳きらきら教室 15 2 歳半にこにこ教室 15			
子育て支援	子育て支援センター 27	こども園 16、17 一時預かり、休日保育、休日一時預かり 17、18 病児・病後児保育 18 ショートステイ、トワイライトステイ 19 赤ちゃん訪問 13	ファミリー・サポート・センター 19					放課後児童クラブ 20
各種支援	母子健康手帳アプリ 母子モ「hokuei smile」7 子育て応援ポイントラリー 8 子育て支援員派遣 14 産後ケア 14 妊婦のための支援給付 7 不妊治療費用助成 6	出産手当・出産育児一時金 12 ぶくぶく子育て支援金 13・ごみ袋・はじめて箱 12、13 在宅育児世帯支援事業給付金 12 医療費助成 11 児童手当 11 児童扶養手当 20 特別児童扶養手当 26						
	とっとり子育て応援パスポート 8	ハートフル駐車場 8						

※各メニューの後ろの数字は該当ページです。

1. 妊娠したら



母子健康手帳の交付

産婦人科で妊娠がわかったら、なるべく早めに母子健康手帳の交付を受けましょう。

- 【手 続 き】 予約制（月～金 9：00～11：00、13：00～16：00）
※マイナンバーの提示が必要です
- 【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224
※受取を希望する日の前日までにご連絡ください

妊婦一般健康診査

安心して赤ちゃんを迎えるために、定期的に健康診査を受けましょう。健診は一部公費負担で受けられます。

- 【対 象】 妊娠された方（母子健康手帳の交付を受けた方）
- 【費 用】 受診票に記された診察及び検査について費用助成あり（14 回分）
- 【受 診 票】 母子健康手帳交付時に受診票発行
- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867



妊婦歯科健康診査

医療機関：次ページ

むし歯や歯周病などの病気は妊娠中に悪化しやすいものです。お母さんのお口の中に問題があると、生まれてくるお子さんのお口の健康にも悪影響を及ぼしかねません。

- 【対 象】 妊娠された方（母子健康手帳の交付を受けた方）
- 【受 診 票】 母子健康手帳交付時に受診票発行
- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

産後健康診査

産後健康受診票と産後質問票を提出し、受診することで費用の助成が受けられます。

- 【時期・回数】 産後おおむね 2 週間、おおむね 1 か月の各 1 回ずつ、2 回以内
- 【内 容】 ①問診 ②診察 ③体重・血圧測定 ④尿検査 ⑤産後質問票
- 【費 用】 1 回につき 5,000 円が上限
5,000 円を超えた額は自己負担となります
※①～⑤の内容を満たしていない場合、助成の対象外となります
- 【受 診 票】 母子健康手帳交付時に受診票発行
- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

妊婦歯科健診 指定医療機関一覧

(2025.4.1 現在)

市町	医療機関名	住 所	電話番号
北栄町	えりい歯科クリニック	東伯郡北栄町弓原 293-2	36-6560
	仲歯科医院	東伯郡北栄町由良宿 1144-1	37-2174
	橋本歯科医院	東伯郡北栄町由良宿 552-10	37-2013
倉吉市	あけしま歯科	倉吉市幸町 507-20	22-0555
	うつぶき歯科クリニック	倉吉市鍛冶町 1 丁目 2971-50	23-7570
	大月歯科医院	倉吉市上井 333-16	26-2172
	小川歯科医院	倉吉市関金町関金宿 246-1	45-3418
	かどわき歯科クリニック	倉吉市上井 364-5	26-8148
	河崎歯科医院	倉吉市福庭町 2 丁目 13	26-5568
	きしだ歯科クリニック	倉吉市福庭町 1 丁目 222	24-5588
	木本歯科医院	倉吉市昭和町 1 丁目 174	22-1217
	くまの歯科医院	倉吉市西町 2702	22-2802
	しばた歯科	倉吉市清谷町 1 丁目 8-1	26-7080
	たけ歯科医院	倉吉市駄経寺 2 丁目 40-2	24-5804
	谷口歯科医院	倉吉市昭和町 1 丁目 21	22-1141
	ちか歯科クリニック	倉吉市西福守町 592-1	28-1234
	花池デンタルクリニック	倉吉市生田 356-2	48-2220
	浜吉歯科クリニック	倉吉市清谷町 1 丁目 193-2	27-0811
	パープル歯科クリニック	倉吉市山根 540-1	24-6022
	ひぐち歯科クリニック	倉吉市明治町 2 丁目 43	22-2667
	ひまわり歯科医院	倉吉市井手畑 69-3	47-4600
	藤井政雄記念病院附属歯科クリニック	倉吉市山根 43-1	26-4276
	松本歯科医院	倉吉市住吉 58-11	22-4675
	三代歯科医院	倉吉市上井町 2 丁目 8-21	26-0819
	森本歯科医院	倉吉市明治町 1031-26	22-2007
	山中歯科医院	倉吉市東巖城 170	22-7256
	やまもと歯科医院	倉吉市東町 351-2	22-3344
	よしい歯科医院	倉吉市東巖城 101	23-1411
琴浦町	石亀歯科医院	東伯郡琴浦町徳万 491-7	53-0100
	岡本歯科医院	東伯郡琴浦町浦安 102-2	52-3427
	くにたけ歯科クリニック	東伯郡琴浦町八橋 79-9	52-3003
	船木歯科クリニック	東伯郡琴浦町赤碕 1087-9	55-2251
湯梨浜町	あだち歯科医院	東伯郡湯梨浜町中興寺 358-1	32-2181
	くらしげ歯科クリニック	東伯郡湯梨浜町田後 221-6	35-5160
	谷口歯科医院	東伯郡湯梨浜町久留 181	35-2071
三朝町	ヤチグチ歯科医院	東伯郡三朝町大瀬 1195-3	43-2255
	ララ歯科クリニック	東伯郡三朝町大瀬 1076-4	43-2221

妊婦健診・産後健診を県外で受診される場合

償還払い（払い戻し）の制度がありますので、受診後に申請してください。

- 【手 続 き】 産後、必要書類を持参の上、子育て世代包括支援センターで申請
【必要書類】 健診結果が記入された受診票、母子健康手帳、領収書、印鑑、振込口座のわかるもの
医療機関に全額お支払いいただき、出産後 6 か月以内に町へ請求してください。
公費負担分についてお支払いします。
【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224 健康推進課 ☎37-5867



新生児聴覚検査

新生児聴覚検査受診票を提出し、受診することで費用の助成が受けられます。

- 【対 象】 新生児期に実施する聴覚検査 1 回分
【費 用】 1 回につき 2,000 円が上限（超えた場合額は自己負担となります）
【受 診 票】 母子健康手帳交付時に受診票発行
【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

新生児聴覚検査を県外で受検される場合

償還払い（払い戻し）の制度がありますので、受検後に申請してください。

- 【手 続 き】 医療機関に全額お支払いいただき、受検後 6 か月以内に町に請求してください。公費負担分についてお支払いします。
【必要書類】 新生児聴覚検査の結果が記入された受診票、母子手帳、領収書、印鑑、振込口座のわかるもの
【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224



不妊治療費の助成

不妊治療の経済的負担を軽減するため、不妊治療にかかる費用の一部を助成します。
県の補助事業を利用した方が助成対象となりますので、県の補助事業をご活用ください。

●特定不妊治療費助成事業

- 【助 成 額】 ・保険診療と併用して実施された先進医療の場合
1 回の治療につき 上限 25,000 円
・全額自費診療となる治療の場合
治療の内容に応じて 1 回あたり 上限 200,000 円

●不育治療費助成事業

不育症などの診断及び治療に要した保険適応外の費用の 2 分の 1（年間 100,000 円を限度）を助成します。

- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

妊婦のための支援給付

妊娠生活を応援するための支援金を給付します。

- 【対 象】 ①妊娠し、医療機関で心拍が確認された妊婦。
②出産予定日の8週間前の日時点で妊娠を継続している妊婦。
- 【手 続 き】 ①母子手帳交付時に申請書をお渡しします。
②妊娠32週頃に申請書とアンケートをお渡しします。
- 【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224



母子手帳アプリ『hokuei smile』

詳細：知っ得

地域とつながる、安心の子育て支援アプリです。北栄町の子育て情報がカンタンに手に入ります。予防接種のスケジュール管理やお子さまの成長を記録でき、妊娠週数やお子さんの月齢に合わせ役立つ情報の配信があります。

- 【対 象】 妊娠された方または子育て中の方
- 【利 用 料】 無料
- 【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224



パパママ教室

家族で協力して出産・育児に取り組めるよう妊娠・出産・育児に関する正しい知識を身に付け、安心して赤ちゃんを迎えましょう。

- 【対 象】 妊娠5か月以降のママとご家族
- 【内 容】 全日程：妊娠期ヘルスケア・エクササイズ、妊婦体験、胎児人形の抱っこ、マタニティ・ファーストブックの引き換え、個別相談

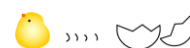
日 程	内 容
4月25日（金）、8月22日（金） 12月12日（金）	育児指導（沐浴指導、抱っこ・オムツ交換について）、座談会（情報交換）
6月21日（土）、10月18日（土） 2月20日（金）	妊娠中に考えておきたい出産後の準備、産後の生活について、座談会（情報交換）

- 【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224

妊娠後期アンケート・妊婦面談

妊娠32週頃にアンケートを行います。不安なこと、心配なことがあればアンケートへご記入ください。また体調不良や都合が悪くてパパママ教室に参加できなかった方や、アンケートにて相談を希望された方は、後日保健師が様子をうかがいます。

- 【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224





マタニティ・ファーストブック

絵本を使って、おなかの赤ちゃんに、ご家族の声を聞かせてあげませんか。妊娠中のお母さんとおなかの赤ちゃんにおすすめの本をプレゼントします。

- 【対 象】 妊娠された方（母子健康手帳の交付を受けた方）
- 【引 換】 母子健康手帳発行時に、お母さんにおすすめの絵本と「絵本引換券」をお渡しします。「絵本引換券」は赤ちゃんにおすすめの絵本と引換します。
出産されるまでに、母子健康手帳と引換券を持参の上、下記引換場所でお受け取りください。
- 【引換場所】 北栄町図書館・北条分室・パパママ教室
- 【引換絵本】 おすすめの絵本3種と図書館本館「キッズコーナー」にある絵本の中から1冊お選びください。
- 【問合せ先】 北栄町図書館 ☎37-5515

とっとり子育て応援パスポート

詳細：知っ得

パスポートを協賛店に提示すると、お店ごとに様々なサービス（割引やポイント加算）を受けることができます。

- 【対 象】 妊娠中の方または18歳未満の子どもがいる子育て家庭
- 【手 続 き】 役場総合窓口、北条支所またはインターネットでお申込みできます
- 【問合せ先】 鳥取県子ども家庭部子育て王国課 ☎0857-26-7148
教育総務課 ☎37-5870

ハートフル駐車場利用証制度

ハートフル駐車場利用証を提示すると、ハートフル駐車場を優先して利用することができます。

- 【対 象】 障がいなどにより歩行が困難な方や介助者の特別な注意などが必要な方、妊産婦の方（妊娠7か月～産後1年半／多胎児は3年）など
- 【手 続 き】 申請書・母子健康手帳を持参し役場総合窓口または北条支所でお申込みください。代理申請の場合、代理人の身分証明書をご持参ください。
- 【問合せ先】 鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課 ☎0857-26-7142
福祉課 ☎37-5852



子育て応援ポイントラリー

詳細：知っ得

ポイント対象事業に参加して育児応援グッズをゲットしよう！

- 【ポイント】 対象事業に参加してポイントシールを集めましょう。ポイントごとに景品が異なります。好きなポイント数で交換できます。台紙は、子育て世代包括支援センターまたは、子育て支援センターでお受け取りください。
- 【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224



産前産後期間の国民年金保険料免除

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。

- 【対 象】 国民年金第1号被保険者。出産予定日の6か月前から届出可能。
- 【免除期間】 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
多胎妊娠は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間
※妊娠4か月以上の死産、流産、早産された方を含みます
- 【必要書類】 母子健康手帳など
- 【そ の 他】 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 【問合せ先】 町民課町民室 ☎37-5866
倉吉年金事務所 ☎26-5311



産前産後期間の国民健康保険税免除

産前産後期間の国民健康保険税が軽減されます。

- 【対 象】 国民健康保険被保険者。出産予定日の6か月前から届出可能。
出産被保険者の所得割額、均等割額が軽減されます。
- 【免除期間】 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間
多胎妊娠は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間
※妊娠85日以上死産、流産、早産された方を含みます。
- 【問合せ先】 町民課税務室 ☎37-5865

産休・育休

●産前産後休業

働くすべての女性が取得できます。※産前休業は出産予定日の6週間前（双子以上は14週間前）から、産後休業は出産翌日から8週間まで取得できます。

★産後パパ育休 子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できます。

●育児休業

産後休暇修了の翌日からお子さんが1歳になる前日まで（保育所に入所できない等の理由があれば2歳まで）希望する期間を休業できます。2回に分割して取得することも可能です。

★パパママ育休プラス

父母ともに育児休業を取得する場合、お子さんが1歳2か月に達するまでに延長され、父母それぞれ1年間まで育児休業を取得できます。

【手 続 き】 職場の担当者へ申請してください

【問合せ先】 倉吉労働基準監督署 ☎22-6274



働きながらお母さんになる方へ

妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度はたくさんあります！

*短時間勤務 *子の看護休暇 *残業の免除 *育児休業給付金 など

【問合せ先】 鳥取労働局雇用環境・均等室 ☎0857-29-1709

倉吉労働基準監督署 ☎22-6274

2. 赤ちゃんが生まれたら



出生届

赤ちゃんが生まれたら、14 日以内（生まれた日を含む）に出生届を提出しましょう。

- 【手 続 き】 父母の本籍地や住所地等の役所に出生届を提出してください。
- 【申請場所】 役場町民課または総合窓口（本籍地、住所地、一時滞在地の役所）
- 【申請期限】 生まれた日から 14 日以内（生まれた日を含む）
- 【持参するもの】 出生証明（医師や助産師が作成したもの）、母子手帳
- 【そ の 他】 出生届時にマイナンバーカードの同時申請（特急発行）ができます。詳細は以下の項目「マイナンバーカードの特急発行」の説明をご確認ください。
- 【問合せ先】 町民課町民室 ☎37-5866

マイナンバー（個人番号）のおしらせ

住民票に登録されてから 2～3 週間後に「個人番号通知書」が郵送（簡易書留）されます。

- 【問合せ先】 町民課町民室 ☎37-5866

マイナンバーカードの特急発行

令和 6 年 12 月 2 日から、申請後最短 1 週間程度でマイナンバーカードが交付される仕組み（特急発行）が始まりました。カードは、特急発行を希望された際にご記入の送付先に直接送付されます。

●特急発行を希望される場合（申請後 1 週間程度で交付）

- 【対 象 者】 1 歳未満の方（初めてマイナンバーカードを取得される方）
- 【申請期間】 1 歳になるまで（出生届と同時申請が可能）
- 【申請場所】 役場町民課または総合窓口（住所地、本籍地、一時滞在地の役所）
- 【来 庁 者】 申請者本人（出生届と同時申請の場合は来庁不要）、法定代理人
- 【手 数 料】 無料
- 【そ の 他】 顔写真なしのマイナンバーカードが発行されます。

●特急発行を希望されない場合（申請後 2～3 週間で交付）

- 【手 続 き】 「個人番号通知書（住民票に登録されてから 2～3 週間後に郵送で届きます）」に同封の申請書で郵送申請していただくか、申請書に記載の QR コードを利用してスマートフォン等でお申し込みください。
- 【そ の 他】 1 歳未満の場合、顔写真なしのマイナンバーカードが発行されます。
- 【問合せ先】 町民課マイナンバーカード交付窓口 ☎37-3115



■ 医療費助成

小児特別医療費助成制度

病気やケガなどにより病院等にかかった場合に、窓口で支払う医療費（保険適用医療）を助成します。薬局は無料です。

- 【対 象】 0 歳～18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日まで
【手 続 き】 「特別医療受給資格者証」の申請が必要です
【持参するもの】 受給対象者の保険証等（加入医療保険の記号・番号・保険者名のわかるもの）、マイナンバー、申請者の本人確認書類
【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

未熟児養育医療

身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付を行います。

- 【持参するもの】 申請書、医師の意見書、世帯調書及び町税等課税状況等確認同意書
対象児の保険証等（加入医療保険の記号・番号・保険者名のわかるもの）
マイナンバー
【自己負担】 無料
【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

育成医療

身体に障がいがあるなどの 18 歳未満の児童で、手術などの治療により症状が軽くなると認められる場合に、その治療に要する医療費を一部支給します。

- 【持参するもの】 申請書、所得確認の同意書、印鑑、医師意見書（指定様式）、
保険証等（加入医療保険の記号・番号・保険者名のわかるもの）、
マイナンバー
【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

■ 各種手当

児童手当



高校生年代（18 歳到達後の最初の年度末）までのお子さんを養育している方に支給します。

- 【支 給 額】 3 歳未満：
第 1 子、第 2 子…月額 15,000 円 第 3 子以降…月額 30,000 円
3 歳～高校生年代：
第 1 子、第 2 子…月額 10,000 円 第 3 子以降…月額 30,000 円
【支 給 月】 2 月、4 月、6 月、10 月、12 月に 2 か月分ずつ支給されます
【手 続 き】 出生の翌日から 15 日以内に申請し、認定を受けてください
（公務員は各職場へ）
【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852



在宅育児世帯支援事業給付金

乳幼児を家庭で育てる保護者を応援します。お子さんをこども園などに預けず、ご家庭で保育する保護者に給付金を支給します。

- 【対 象】 町内に居住して乳幼児（生後2か月から1歳6か月児）を家庭で保育している保護者
※育児休業給付金、手当等を受給していないこと
- 【支 給 額】 乳幼児一人につき月額 30,000 円
- 【手 続 き】 支給対象者となった日から2か月以内に申請してください。
- 【持参するもの】 印鑑、乳幼児と両親（申請が祖父母の場合は申請者分もあわせて必要）の健康保険証、振込口座が確認できるもの
- 【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870

災害遺児手当

中学校修了前のお子さんに対し、その養育者が天災、交通事故、その他の事故等の災害で死亡したり、障がい者になった場合に支給します。

- 【支 給 額】 児童一人につき月額 2,000 円
- 【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

■ 祝い金等

出産手当・出産育児一時金

● 出産手当金

出産前42日から出産の翌日以後56日目までの間、給与の支払いを受けなかった場合は、加入している健康保険から出産手当金が支給されます。

※産休に入る前に勤務先に確認しておきましょう

● 出産育児一時金

健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給されます。

※直接支払い制度…出産育児一時金が医療保険者から病院等へ直接支払われます。

- 【問合せ先】 国民健康保険加入者…健康推進課 ☎37-5867
その他の保険加入者…出産される方がご加入の健康保険担当者



ごみ袋無料配布

子育て世代の経済的負担軽減を図るため、町指定ごみ袋を無料で配布します。

- 【対 象】 乳児のいるご家庭
- 【受 取】 赤ちゃん訪問時に引換券をお渡しします。転入された方は後日引換券を郵送します。子育て世代包括支援センターまたは北条支所総合窓口でごみ袋（大）50枚とお引き換えください。
- 【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224

はじめて箱

お子さんの健やかな成長を願い、はじめて箱（子育て応援グッズ）をプレゼントします。

【対 象】 令和7年4月2日～令和8年4月1日生まれのお子さん

【手 続 き】 赤ちゃん訪問時に引換券をお渡しします。転入された方は後日引換券を郵送します。子育て世代包括支援センターまたは北条支所総合窓口でお申し込みください。

【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224



ぱくぱく子育て支援金（北栄町出産祝金）

子育て家庭を町全体で応援する気運を高め、子育て世帯の経済的負担軽減のため、ほくほくポイント 50,000 円相当を贈呈します。

※ほくほくポイント・・・北栄町商工会が運用する地域振興を目的とした電子マネー付きポイントカードに付与するポイント。ポイントが使える加盟店はホームページでご覧ください。

【対 象】 令和6年4月1日以降生まれの乳児

【手 続 き】 赤ちゃん訪問時に引換券をお渡しします。転入された方は後日引換券を郵送します。子育て世代包括支援センターでお引き換えください。

【申請期限】 1歳の誕生日の前々日

【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224

母子の相談・支援

赤ちゃん訪問

●赤ちゃん訪問

生後1～2か月頃に保健師が訪問し、赤ちゃんやお母さんの体調確認や、育児相談を行います。また、今後の健診・予防接種をご案内します。

●乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後3～4か月頃に訪問相談員（保育士など）が訪問し、子育てに関する情報提供し、育児に関する相談に応じます。

【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224



予防接種

予防接種は病気に対して免疫をつけ、身体を守る大切なものです。各予防接種の対象となる時期に対象者に個別で接種券をお送りします。通知が届いたら早めに医療機関で接種しましょう。接種券は赤ちゃん訪問でお渡しします。

●定期予防接種

ロタウイルス、ヒブ、小児肺炎球菌、BCG、5種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎、水痘、B型肝炎、2種混合、子宮頸がん

●任意予防接種

おたふくかぜ（助成回数1回）

インフルエンザ（助成回数：小学生まで2回、中学生1回）

【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867



産前産後家事・育児支援

産前産後の体調不良のため、家事などを行うことが困難な場合に支援員を派遣し、家事・育児をお手伝いします。

- 【対 象】 ①医師から安静指示が出ており育児・家事を行うことが難しくなった妊婦のいる家庭（妊娠 36 週まで）
 ②産後 2 か月までの方
 ③ 1 歳未満の多胎児を育てている家庭 等
- 【費 用】 1 時間当たり 0～500 円（世帯の状況に応じて異なります）
- 【利用時間】 午前 9 時から午後 5 時
- 【手 続 き】 利用の 10 日前までに申請書を提出してください
- 【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224



産後ケア

出産後は、育児に関する不安により心身が不安定になりやすい時期です。産後、育児不安が強い方やご家族等から産後の協力が得られない方に心身のケアや産後の援助を行います。

区 分	内 容	実施施設	対 象
デイサービス型	日帰り利用	打吹公園クリニック 県立厚生病院 （倉吉市） 助産院いのちね （智頭町）	打吹公園クリニック 県立厚生病院： 生後 4 カ月まで
宿泊型	母子宿泊		
アウトリーチ型	助産師等が自宅を訪問		その他： 生後 1 歳まで

- 【対象・利用方法】 ネウボラへご相談ください。
- 【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224

乳幼児健康診査

詳細：知っ得

赤ちゃんの健やかな成長のために、成長の節目ごとに健診を実施しています。

●医療機関委託健診

*1 か月児健診 *3～4 か月児健診 *9～10 か月児健診

受診券を交付し、医療機関で診察・身体計測など健診を無料で受けることができます。

*1 か月児健診については、上限 6,000 円までの費用を助成します。6,000 円を超えた額は自己負担となります。

●集団健診

*6～7 か月児健診 *1 歳 6 か月児健診 *3 歳児健診 *5 歳児相談

医師による診察（発達・発育）、歯科健診、育児相談、栄養相談などを行います。

- 【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867



乳幼児歯科健診・教室

詳細：知っ得

お子さんの歯に関する健診と、お子さんの年齢に応じた育児に関する講習会や教室を開催しています。

事業名	内容
離乳食講習会	離乳食の進め方、出汁のとり方、調理方法について
1歳児すくすく教室	離乳食後期～幼児食について、乳歯のケア、子育てについて 育児グッズをプレゼント
2歳児きらきら教室	歯科健診、フッ素塗布、歯・育児に関する相談
2歳6か月児にこにこ教室	歯科健診、フッ素塗布、歯・育児に関する相談

※この時期の歯はフッ化物を吸収しやすく、むし歯に対する抵抗力を強くすることができます。半年に1回を目安に行うことをおすすめします。

【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224
健康推進課 ☎37-5867

遊びの教室

遊びを通して親子の関わりを学ぶ親子教室です。

【対象】 1歳6か月児健診で言葉など経過観察が必要なお子さんとその保護者
【問合せ先】 健康推進課 ☎37-5867

笑育講座

こどもの自己肯定感を育み、こどもに伝わりやすいコミュニケーションのコツを学ぶ講座（3回講座）です。

【対象】 0～5歳のお子さんの保護者
【問合せ先】 教育総務課（ネウボラ） ☎37-3224



ブックスタート

ご家族が絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけとして、赤ちゃんといっしょに好きな絵本を1冊選んでいただき、バッグとともにプレゼントします。（絵本の読み聞かせもあります。）

【配布時期】 6～7か月児健診の時
【問合せ先】 北栄町図書館 ☎37-5515



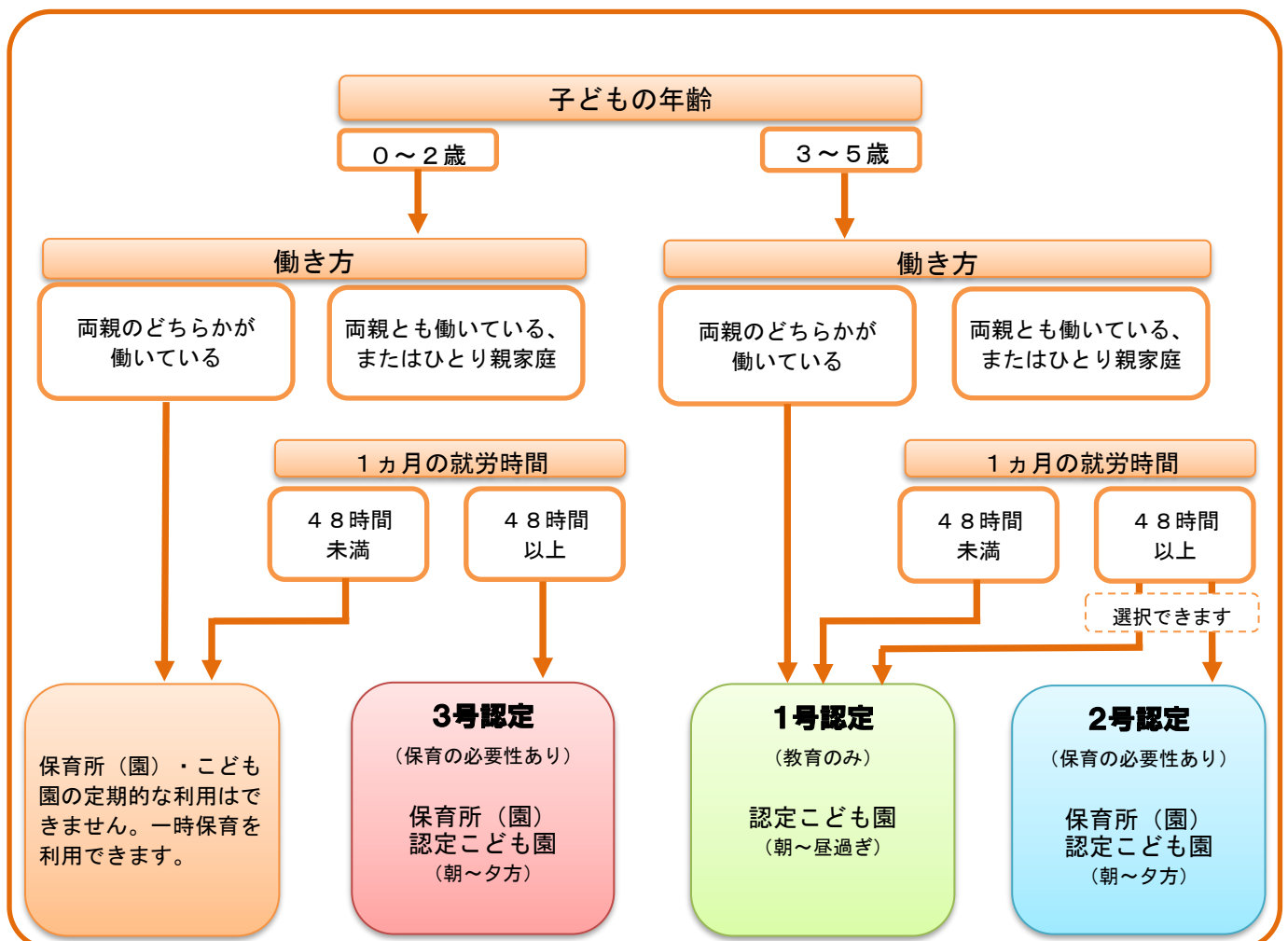
3. 子どもをあずけたいとき



保育所（園）・認定こども園

- 保育所（園）・認定こども園等を利用するためには「支給認定」を受ける必要があります。
- 「支給認定」には子どもの年齢や教育・保育に応じて1号～3号までの区分があります。
- 利用するには次のいずれかの「保育を必要とする事由」に当てはまる必要があります。
※子どもが満3歳以上で教育を希望する場合には「保育を必要とする事由」は必要ありません。

保育を必要とする事由	
就 労 等	保護者が就労している（月 48 時間以上）
妊 娠 ・ 出 産	出産（入所希望日の前後 2 か月以内）の場合
疾病 ・ 障がい	保護者が病気やけが、心身に障がいがある
介 護 等	家庭内に長期にわたり看護・介護の必要がある場合
災 害 ・ 復 旧	火災・風水害などでその復旧の間保育できない場合
虐 待 ・ DV	虐待・DV の恐れがある場合
就 学	専門学校等に通学している場合
育 児 休 業	育児休業取得時にすでに保育を利用している子どもがいる場合
求 職 活 動	求職中の場合



●入園手続き

<入園時期>

<募集時期>

4月1日～5月31日 入園の人	→	11月頃
6月1日～8月31日 入園の人	→	4/1～4/11
9月1日～11月30日 入園の人	→	7/1～7/11
12月1日～3月31日 入園の人	→	10/1～10/10

募集期間に合わせ、教育総務課または各園へお申し込みください。

●保育所（園）・認定こども園

園 名	所在地	電話番号	定 員	対 象	開所時間（延長）
（公）北条こども園	国坂 680	36-2009	212 人	3 か月～	7:15～18:15（19:00）
（公）大誠こども園	瀬戸 38-1	37-2263	157 人	3 か月～	7:15～18:15（19:00）
（公）由良こども園	由良宿 1802-1	37-2203	136 人	3 か月～	7:15～18:15（19:00）
（公）大谷こども園（休園中）	大谷 2112-12	37-2149	60 人	3 か月～	7:30～18:15
（私）北条みどりこども園	江北 484-3	36-4213	75 人	2 か月～	7:15～18:15（19:00）
（私）栄保育所（休園中）	下種 373-4	37-2626	20 人	3 か月～2 歳児	7:30～18:00（随時）

●保育料

※3～5 歳児クラスの保育料は無料です。別途給食費月額 4,700 円が必要です

※0～2 歳児クラス（3 号認定）の保育料には給食費を含みます

※ひとり親世帯や多子世帯などは保育料が軽減になります

3 号認定 保育料（参考）	
生活保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税所得割	11,900 円～43,200 円

【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870



一時預かり

仕事や用事・病気・リフレッシュなどの理由により家庭で保育できないお子さんを、一時的にお預かりします。

【実施施設】 由良こども園 北条みどりこども園

【対 象】 生後 3 か月以上の未入園（所）のお子さん

【費 用】 3 歳未満児 1 日 2,000 円／半日 1,000 円
3 歳以上児 1 日 1,270 円（別途給食費 230 円）／半日 800 円

【手 続 き】 事前に登録が必要です。登録申込書を教育総務課または北条支所に提出してください。

【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870



休日保育

日曜日、祝日にご家庭でお子さんの保育ができない場合にお預かりします

- 【対 象】 こども園などに入園（所）しているお子さん
【費 用】 0 円～2,500 円
【実施施設】 社会福祉法人 敬仁会 ババール園
（倉吉市山根 425-3 電話：0858-26-0211）
【電話予約】 利用希望日の 2 週間前から 1 週間前までに、直接ババール園に電話予約をしてください。
【問合せ先】 ババール園 ☎26-0211
教育総務課 ☎37-5870



休日保育

日曜日、祝日にご家庭でお子さんの保育ができない場合にお預かりします。

- 【対 象】 生後 2 か月以上の未入園（所）のお子さん
【費 用】 1 日 2,500 円
【実施施設】 社会福祉法人 敬仁会 ババール園
（倉吉市山根 425-3 電話：0858-26-0211）
【電話予約】 利用希望日の 2 週間前から 1 週間前までに、直接ババール園に電話予約をしてください。
【問合せ先】 ババール園 ☎26-0211
教育総務課 ☎37-5870



病児保育

病気の「回復期」に至らない状態で、保護者の就労等の理由により家庭でみることができないお子さんを、一時的にお預かりします。

- 【対 象】 こども園などに入園（所）している生後 6 か月以上のお子さん、小学校 3 年生以下のお子さん
【費 用】 1 日 1,500 円
【手 続 き】 病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」から予約
【問合せ先】 きらきら園（病児保育室 県立厚生病院内 病棟 1 階）☎23-3321
キッズケア ポノ（アロハこどもクリニック隣）☎35-2070



病後児保育

病気の「回復期」にあたり、家庭や保育所で保育できないお子さんをお預かりします。

- 【対 象】 こども園などに入園（所）している生後 6 か月以上のお子さん、小学校 3 年生以下のお子さん
【費 用】 1 日 500 円
【手 続 き】 直接すくすく園にお申し込みください
【問合せ先】 病後児保育室 『すくすく園』（野島病院内）☎22-6231



ショートステイ

お仕事や用事・病気などの理由で、家庭で保育できないお子さんを、短期間お預かりします。

【利用期間】 原則 7 日以内

【対象児童】 1 歳から小学 6 年生までのお子さん

【手 続 き】 事前に利用申請書を教育総務課に提出してください

【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870

【利 用 料】

児童 1 人 1 日当たりの保護者負担額

区 分	2 歳未満児	2 歳以上	緊急一時保護の母親
生活保護世帯	0 円	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	1,100 円	1,000 円	300 円
その他の世帯	5,350 円	2,750 円	750 円



トワイライトステイ

残業などで帰宅が夜間になる場合、家庭で保育できないお子さんを、22 時頃までお預かりします。

【利用期間】 おおむね 1 か月から 6 か月

【対象児童】 1 歳から小学 6 年生までのお子さん

【手 続 き】 事前に登録が必要です

【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870

【利 用 料】

区 分	児童 1 人 1 日当たりの保護者負担額
生活保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	300 円
その他の世帯	750 円



ファミリー・サポート・センター

育児の応援をしてほしい方と応援したい方が会員となって、互いに子育てを支え合う活動をしています。

【対 象】 生後 8 週～小学校 6 年生までのお子さんをお持ちの方

【費 用】 1 時間 500 円

【利用時間】 午前 7 時～午後 7 時

【利用場所】 ①提供会員宅または依頼会員宅 ②図書館、ほくほくプラザ等公共機関
③北栄子育て支援センター（0～5 歳児対象）
*②、③の利用時間は各施設開館時間です。

【手 続 き】 事前に会員登録が必要です。

【問合せ先】 北栄町ファミリー・サポート・センター（受付時間/月～金 9：00～17：00）
☎37-2124

放課後児童クラブ

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学生に、授業終了後および長期休業期間に適切な遊びや生活の場を提供します。

○北条なかよし学級 ○大栄こども学級

【対 象】 小学校児童

【費 用】 月額 2,000 円（8 月は月額 3,000 円）

【問合せ先】 教育総務課 ☎37-5870

4. ひとり親家庭のために

児童扶養手当



ひとり親家庭または配偶者に重度の障がいがある方で、18 歳までの児童（児童が心身に中度以上の障がいを有する場合は 20 歳まで）を養育している方に支給されます。

【支 給 額】 11,010 円～46,690 円（児童 1 人の場合）

※所得制限などの支給要件があります

【手 続 き】 必要な書類をご用意の上、申請書を窓口に出してください

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852



特別医療費助成制度

病気やケガなどで病院等にかかった場合に、窓口で支払う医療費（保険適用医療）を助成します。薬局は無料です。

【対 象】 18 歳までの子を扶養する所得税非課税世帯の父母とその子

【自 己 負 担】 通院：530 円/日（月 4 回まで） 入院：1,200 円/日

【手 続 き】 「特別医療受給資格者証」の申請が必要です

【持参するもの】 受給対象者の保険証等（加入医療保険の記号・番号・保険者名のわかるもの）、マイナンバー、申請者の本人確認のできるもの

【問 合 せ 先】 健康推進課 ☎37-5867

自立支援教育訓練給付金

父子家庭の父や母子家庭の母が就職の準備のため、指定された教育訓練講座を受講する場合に受講料の 60%に相当する額（上限 20 万円以下、下限 1 万 2 千円）を支給します。受講前にご相談ください。

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

高等職業訓練給付金

●訓練促進給付金

看護師・介護福祉士・保育士などの資格取得のため、6ヶ月以上養成機関で修業する場合に、高等職業訓練促進給付金を支給します。

●修了支援給付金

対象資格に係る養成訓練を修了した場合に一時金を支給します。

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

家庭生活支援員の派遣

技能習得のための通学、就職活動、疾病、出産、冠婚葬祭などにより、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭などに支援員を派遣します。

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

母子生活支援施設

18歳未満の子どもがいる母子家庭で、生活が不安定であったり、住宅情報などで子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設です。指導員が生活するうえでのさまざまな相談や支援を行っています。入所に際しては審査があり、所得に応じた費用負担があります。

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

母子父子寡婦福祉金貸付

ひとり親世帯や寡婦の人の生活の安定と向上のため、就学支度、修学資金、住宅資金などを低利または無利子で借りることができます。各種資金の情報提供とともに、利用者に適した相談と貸付を行います。

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852



5. 障がいのあるお子さんのために

■ 相談

子育ての悩みや不安などを一緒に考え、サポートしてくれる場所があります。
子育てがつらいと感じたら、一人で悩まずに相談しましょう。

子育て相談

子育てで困ったとき、悩んだときはお気軽にご相談ください。一緒に考えサポートします。

【問合せ先】教育総務課 ☎37-5870
健康推進課 ☎37-5867
子育て世代包括支援センター（教育総務課内） ☎37-3224
各こども園、小・中学校

発達相談

お子さんの発達が気になる時や適切なかわり方などについて個別相談をお受けします。

【問合せ先】教育総務課（発達支援室） ☎37-5870
健康推進課 ☎37-5867

教育相談

一人一人の発達や障がいの状態に応じて、お子さんが持っている力を十分に伸ばすには、どのような教育が必要か、学校にはどのような学びの場があるのか、就学までの流れや、手続きなどについて相談をお受けします。

【問合せ先】教育総務課（発達支援室） ☎37-5870
各こども園、小・中学校



障がい児者相談員

障がいのある方やご家族の悩みや思いに寄り添い、行政・医療・福祉・教育などの関係機関との橋渡し役を担います。

【問合せ先】重度障がい児者相談員：林るみ子 ☎080-2904-5273
身体障がい者相談員：小濱祥照 ☎36-5108
知的障がい者相談員：山田敬子 ☎37-2020
精神障がい者相談員：盛山由紀子 ☎37-3777
精神障がい者相談員：岡本真知子 ☎37-2723

■ 子育て支援・保育支援

保護者の子育てや、お子さんの発達を支援します。

園巡回訪問

お子さんが在籍する園を定期的に訪問し、必要な支援等について相談に応じます。保護者や園の要請を受けて訪問することも可能です。

【対 象】乳幼児健診で経過観察となったお子さん、その他発達が気になるお子さん

【問合せ先】健康推進課 ☎37-5867

障がい児保育

特別な支援や配慮を必要とするお子さんに対して、加配保育士等を配置して、こども園や保育所で受け入れをします。園に直接、または教育総務課にご相談ください。

【問合せ先】教育総務課（発達支援室） ☎37-5870

各こども園



幼児通級指導教室

発達の気になるお子さんを対象に、一人一人の発達段階や特性に合わせて、個別指導や小集団活動を行います。

教室名	対 象	開催月
わくわく	年中児	7月～2月
わくわく ^{プラス} +	年長児	5月～1月

【問合せ先】教育総務課（発達支援室） ☎37-5870

■ 福祉サービス

身体・知的・精神（発達障がいを含む）に障がいのあるお子さんが通所し、日常生活における基本動作の指導、自立支援に向けた必要な知識、技能の習得、集団生活への適応のための訓練などを行います。

● 障害児通所支援給付（児童福祉法）

保育所等訪問支援

集団生活を営む施設に通う障がいのあるお子さんについて、専門的スタッフが集団生活の場である園や学校などを定期的に訪問し、集団適応のための支援を行います。

お子さんに対する支援（直接支援）だけでなく、こども園・学校・施設などの職員に対する支援（間接支援）も含まれます。

【事業所名】 倉吉東こどもの発達デイサービスセンター、こころのデイケア虹の森、スイッチーズ、こども発達サポート 系、こどものつむぎ3号など

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

教育総務課（発達支援室） ☎37-5870



児童発達支援

障がいのある未就学のお子さんについて、日常生活のための指導や助言、集団への適応訓練などを行います。

【事業所名】 倉吉東こどもの発達デイサービスセンター、こころのデイケア虹の森、ぐんぐん（中部療育園）、スイッチーズ、スイッチーズ2 Come、わいわいランド（皆成学園）、こども発達サポート 糸、こどものつむぎ3号放課後等デイサービスアロハランド、スマイルセンター倉吉など

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852
教育総務課（発達支援室） ☎37-5870

放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのお子さんについて、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。

【事業所名】 倉吉東こどもの発達デイサービスセンター、こころのデイケア虹の森、スイッチーズ、スイッチーズ2 Come、もこもこ塾（中部療育園）、放課後等デイサービスみらい倉吉、放課後等デイサービスはぴふる、COCOKARA はわい、COCOKARA だいえい、COCOKARA おがも、COCOKARA ほうじょう、共生ホームこころ、こども発達サポート 糸、株式会社絆 Bande 放課後等デイサービスアロハランド、After school fam 湯梨浜、リハビリテーション強化型デイサービス Esola、共生型デイサービス Gottcha、スマイルセンター倉吉など

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852
教育総務課（発達支援室） ☎37-5870

●地域生活支援事業（障害者総合支援法）



日中一時支援

仕事等で家族が介護できない時に、日中活動の場として障がいのあるお子さんを受け入れます。

【事業所名】 皆成学園、羽合ひかり園、北栄みのりデイサービスセンター、絆（きずな）リハビリテーション型デイサービス Esola、共生型デイサービス Gottcha、COCOKARA だいえいなど

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

移動支援

障がいによって、屋外での単独移動が困難なお子さんの社会参加を目的とし、一日の範囲を超えない外出時の移動を支援します。

【事業所名】 ニチケアセンター大栄、ヘルパーステーション蔵まち、絆（きずな）など

【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

●障害者自立支援給付（障害者総合支援法）

介護給付

外出先でヘルパーが付き添い、必要な支援をします。
居宅介護（通院等介助）・・・通院や行政機関などへの付き添い
同行援護・・・視覚障がいがある方の付き添い
行動援護・・・行動障がいがある方の付き添い

【事業所名】ニチイケアセンター大栄、ヘルパーステーション蔵まち、絆（きずな）など
【問合せ先】福祉課 ☎37-5852

相談支援

発達に心配のある方やその家族の生活や支援に関する相談に応じます。通所支援やその他障がい福祉サービスの利用を申請された方に、必要なサービスを利用していただくための計画を作成します。

【事業所名】 サポートリンクす、中部障がい者支援センターなど
【問合せ先】 福祉課 ☎37-5852

■ 手帳制度

障がいのある方が一貫した相談や支援を受けられるよう手帳が交付されています。

手帳の種類	対 象
身体障害者手帳	視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体（上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に障がいのある方
療育手帳	児童相談所などで知的障がいの判定を受けた方
精神障害者保健福祉手帳	精神障がい（発達障がいを含む）のために生活に制約をうける方

【問合せ先】福祉課 ☎37-5852

■ 手当・医療の給付



特別児童扶養手当

障がいのある 20 歳未満のお子さんをご家庭で監護・養育している保護者等に、手当を支給します。

【手当額】1 級 月額 56,800 円 2 級 月額 37,830 円

【支給月】4 月、8 月、11 月に 4 か月分ずつ支給されます。

※受給には所定の診断書に基づく申請が必要となる他、所得制限などの支給要件があります。

【問合せ先】福祉課 ☎37-5852



障害児福祉手当

重度障がい児に対し、その障がいのため必要となる特別の負担の一助として手当を支給します。

【手当額】月額 16,100 円

【対象】重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を必要とする 20 歳未満の在宅の方

【支給月】2 月、5 月、8 月、11 月に 3 か月分ずつ支給されます。

※受給には所定の診断書に基づく申請が必要となる他、所得制限などの支給要件があります。

【問合せ先】福祉課 ☎37-5852

小児慢性特定疾患医療費助成

小児慢性疾患のうち小児がん、慢性腎疾患など特定の病気について医療費を助成します。

【対象】原則として 18 歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には 20 歳未満）で、期間は原則 1 年以内です。 ※医療を受ける前に申請が必要です。

【問合せ先】中部総合事務所福祉保健局（倉吉保健所） ☎23-3126

心身障害者扶養共済制度

障がいのあるお子さんを扶養している加入者が掛金を納めることにより、加入者が死亡した場合などに、扶養されていたお子さんに年金が支給されます。

【対象】加入者：65 歳未満で健康な方

身体障害者手帳 1～3 級、知的障がい、精神障がいのあるお子さん

【問合せ先】福祉課 ☎37-5852

6. 遊び場・集いの場



北栄子育て支援センター（すまいる）

妊娠中の方や0歳から就学前のお子さんとその保護者の方が利用できる施設です。お子さんが思い切り遊べる場があり、子育てに関する相談や情報の提供、各種子育て講座を開催しています。

【開所時間】 月・金 9:00～11:30
火・水・木 9:00～11:30／13:00～15:30
【所 在 地】 北栄町瀬戸 22-1 ☎37-2124

ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）

幼児から高齢者まで気軽に安心して立ち寄れるコミュニティセンターです。
一人ひとりのペースで、遊びを通して自立していくことや、人や物を大切にする心を育むなど健全育成に資する取り組みや子育て家庭の支援を行っています。

●絵本読み聞かせ会：毎月第2日曜日

【開所時間】 月 13:00～19:00
火～金 9:00～12:00／13:00～19:00
土・日 9:00～12:00／13:00～17:15
【所 在 地】 北栄町大島 1046-6 ☎37-4676

図書館

妊娠・出産・育児に関する本や乳幼児絵本のほか、大人が気軽に楽しめる本など、幅広いジャンルの本があります。おはなし会は、赤ちゃんからご参加いただけますので、ご家族でゆっくりご利用ください。

●おはなし会：（本館）毎月第1・3・4・5日曜日 （北条分室）毎月第2土曜日
10:30～

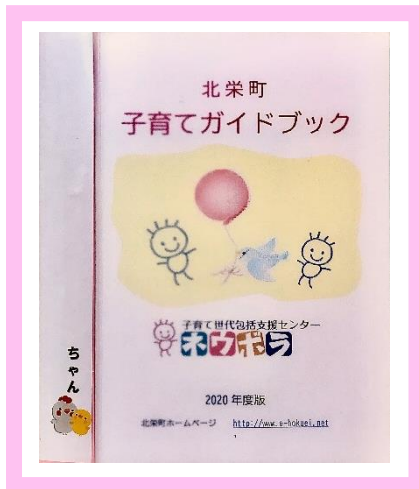
【開所時間】 火～日 9:30～18:30
休館日：月曜日・祝日（※月曜日の場合開館）・毎月最後の木曜日・年末年始・
特別整理期間

【所 在 地】 北栄町図書館 北栄町由良宿 803-1 ☎37-5515
北条分室 北栄町土下 112 ☎36-3219

7. 相談窓口

内 容	相談窓口	電話番号
子どもに関するあらゆる相談	倉吉児童相談所	0858-23-1141
	児童家庭支援センター・くわの実	0858-24-6306
心の健康、精神疾患、思春期の悩み等	鳥取県精神保健福祉センター	0857-21-3031
児童虐待に関すること	倉吉児童相談所	0858-23-1141
DV 等の相談	福祉相談センター女性相談課	0857-27-8630
	配偶者暴力相談支援センター (中部総合事務所県民福祉局)	0858-23-3147
	夜間休日電話相談窓口	0858-26-9807
	警察総合相談電話	#9110
子どもの悩み事相談	子ども電話相談中部	0858-22-4152
	いじめ 110 番	0857-28-8718
	チャイルドライン	0120-99-7777
不登校・ひきこもり (小中学生) (高校生及び 20 歳くらいまで)	鳥取県中部子ども支援センター	0858-24-6780
	中部ハートフルスペース	0858-27-1255
夜間・休日の急な病気	とっとり子ども救急ダイヤル	#8000
発達の遅れや障がい、 子育てに関する不安・悩み	鳥取県立中部療育園	0858-27-0780
	鳥取県立皆成学園	0858-22-7188
	専門医による教育相談会	0857-28-2322
発達障がい児者にかかわる相談	「エール」鳥取県発達障がい者支援センター	0858-22-7208
	ペアレントメンター鳥取	0857-30-0670
学習面、行動面、対人関係やことばの 遅れの相談 (年長児～小中学生)	発達障がい通級指導教室 (まなびの教室)	0858-37-2063
	言語障がい通級指導教室 (ことばの教室)	0858-37-2041
学習面、行動面、対人関係の相談	LD ホットライン	0857-26-7984
特別支援学校の教育相談 子どもの発達・子育て・就学・進学	鳥取県立鳥取盲学校 (見え方、視力に関する相談、通所わくわく教室)	0857-23-5441
	鳥取県立鳥取聾学校 (聞こえ、ことばの発達相談、通所わくわく教室)	0857-23-2031
	鳥取県立鳥取養護学校 (肢体不自由、病弱)	0857-26-3601
	鳥取県立皆生養護学校 (肢体不自由、病弱)	0859-22-6571
	鳥取県立倉吉養護学校 (発達障がい、知的障がい、肢体不自由)	0858-28-3500
	県立鳥取盲・聾学校附属教育支援センターわくわく (見え方、視力、聞こえ、ことばの発達の相談)	0858-23-9179
	鳥取県立琴の浦高等特別支援学校 (知的障がい)	0858-55-6477

北栄町子育てガイドブックの使い方♪



北栄町では妊娠された方と転入された方に
こちらの子育てガイドブックを
お渡ししています♡
子育てに関する各種サービスと諸手続きを
まとめたものです。

☆ HOW TO USE ☆

ライフイベントや生活スタイルに合わせて
必要なサービスや手続きを進めてもらえるよ
う『妊娠したら』『赤ちゃんが生まれたら』
等、各項目ごとに受けれるサービスや必要な
手続きを掲載しています。

お困りの場合は、『子育て世代包括支援セ
ンター』にお問い合わせください。



後ろのクリアファイルは今後参
加される講座やお子さまに関する
資料を入れてください☺
この一冊で管理できます！



成長の記録として、子育て支援センターで
作成した手形・足形アートのファイリングも
できちゃいます♪

みなさんのアイデアでステキなガイドブックに仕上げてみませんか♪



北栄町教育委員会
教育総務課
子育て世代包括支援センター

〒689-2292

鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423 番地 1

TEL (0858) 37-3224 FAX (0858) 37-3242

E-mail kyouiku@e-hokuei.net <http://www.e-hokuei.net/>